

令和5年度「福祉・介護職見学・体験」実施要領

1 目的

福祉・介護職に興味・関心を有する者に対して、福祉施設等の見学や職場体験の機会を提供することにより、福祉・介護職への理解、就労促進を図る。

2 実施主体

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター

3 対象者

福祉・介護職に興味・関心がある中学生以上の者
(但し、中学生については受入施設の希望により保護者同伴も可とする)

4 実施期間

令和5年6月1日(木)～令和6年2月29日(木)(受付期間:令和6年2月9日(金)まで)

5 見学・体験施設

高齢者分野・障害者分野の施設(受入調査後に、「別表一覧表」を作成)

【高齢】

- ①特別養護老人ホーム、②老人保健施設、③軽費老人ホーム(A型・B型・ケアハウス)、
④デイサービスセンター

【障害】

- ①施設入所支援、②生活介護、③自立訓練(機能訓練または生活訓練)、
④就労移行支援、⑤就労継続支援

※ 原則、上記の施設を対象とするが、その他の受入可能な施設(ただし、高齢者分野・障害者分野の施設に限る)も対象とする。

6 見学・体験日数、時間

次の3コースとする。

(1)見学コース:①見学コース ②オンライン(Zoom等)

(2)体験コース:③1日体験コース ④2～3日体験コース

①、②見学コースは見学のみ(1～2時間程度)。

③、④体験コースについては1日の体験時間は8時間以内とし、夜勤・宿直は行わない。

7 見学・体験内容等

(1)見学コース

・施設内の見学、説明(施設の役割や仕事内容・やりがいについてなど)。

(2)体験コース

①オリエンテーション

・施設概要、利用者に対する接し方、施設内でのルールなど

②業務等の体験

- ・利用者との交流(話し相手、レクリエーションなど)
- ・利用者の介助補助(食事、入浴、着替え、移動等の介助など)
- ・業務補助(配膳、清掃、洗濯、作業手伝いなど)

<留意事項>

- ・施設・事業所は体験内容を検討する際、体験者の希望を考慮すること。
- ・「教員免許状取得希望者に対する介護等体験」に係る学生の受入については、本事業の対象としない。

8 参加費

無料（※ただし、交通費、昼食代、健康診断費用は自己負担。）

9 実施方法等

(1)各施設・事業所からの受入承諾書の提出

各施設・事業所は「福祉・介護職見学・体験 受入承諾書」を提出する。

(2)参加希望者の受付

見学・体験の参加を希望する者は、「福祉・介護職見学・体験 申込書」に必要事項を記入し、栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター(以下「センター」という。)に提出する。

(3)受入れの調整等

ア センターは、「福祉・介護職見学・体験 申込書」の記載内容に基づき、希望があった施設・事業所に対して個別に連絡し、受入れ等について調整を行う。

イ 参加者は、施設・事業所に日程の調整や留意事項の確認等を行い、見学・体験を実施する。

(4)実施後の報告等

ア 参加者は、見学・体験当日、「参加証・アンケート」「感染症対策チェックシート」に必要事項を記入し当該施設・事業所に提出する。

イ 当該施設・事業所は、参加者から提出された「参加証・アンケート」の受入事業所記入欄に記入、担当者印欄に押印し、見学・体験終了後、参加者に返却する。

ウ 参加者は、「参加証・アンケート」に回答し、センターへ提出する。

エ 当該施設・事業所は、見学・体験終了後、「感染症対策チェックシート」をセンターにFAXする。

オ センターは、参加者に対し、福祉職場に関する情報提供や就業斡旋等のフォローアップを行う。

10 コロナウイルス感染防止対策等

参加者は、7日前から検温及び体調管理を行い「感染症対策チェックシート」に記入して施設に提出する。

11 参加者の保険（体験コースのみ）

センターは、参加者の不測の事態に備え、ボランティア行事用保険の加入手続を行い、その経費を負担する。

問い合わせ先

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 3階
TEL:028-643-5622 FAX:028-623-4963